

科学者の眼



大学の評価について

木村 忠彦

昨年夏、大学審議会は、大学教育部会および大学院部会審議の概要を発表した（文部省広報平成元年8月7日）。それは、大学および大学院設置基準を見直し、可能な限りこれを基本的事項に限定し大綱化する必要性をうたい、その大綱化が、大学の教育研究水準の低下につながるよう、各大学が自らの責任において、不断に教育研究水準や教育研究条件の維持向上、教育内容の改善を図ることを促すため、また社会の期待に応えるという主旨からも、大学と大学院および大学運営の評価システムを確立する必要があると強調している。そして、その評価を大学院の重点的整備、国立大学に対する経費の配分や私学助成の面に反映させる方向で検討することが適切であり、さらに大学院の場合には、科学研究費助成金の採択状況、学会における評価など、社会において行われている複数の評価主体による評価を十分考慮して多角的に行うよう努める必要があるとしている。

概要のこのような内容は、大学の理念、目的からみても、現在の大学の抱えている問題の解決の点からみても重大な問題を含んでいると思われる。

大学は、研究と教育の場であり、私たちの生きているこの世界に内在する真理を探求し、真理を発見し、後進の人たちや学外の人たちに真理を伝達することを、その本来の使命としている。これが大学の定義と考えられる。この大学の使命を果たすために、大学の自治、学問の自由が憲法により保障されるようになり、大学は、その教育と研究を通じて、その時の権力に対してではなく、主権者たる国民に直接責任を負っ

ている。この大学の本来の使命は、いわゆる社会的要請、国家目標といったものからは自由でなければならない。そのためには、大学の財政、運営も外部の力から自由でなければならず、大学を外部から評価し、それを大学財政、運営にまで反映させようという方向は、大学の使命とは相入れないものと考えられる。

大学の現状を見ると、大学の本来の使命を果たしていくための人的および物質的条件は、わが国の空前の物質的「繁栄」にもかかわらず、はなはだ不十分であり、むしろ悪化しているといわざるを得ない。たとえば、貧困な大学の研究条件のため、有能な若い学究が大学に集まらず、後継者の確保にも事欠く場合も生じつつある。また大学間格差は固定化されますます拡大している。大学の使命の全うにとって、このような現在の大学の実情の改善こそが急務であり、大学および大学院設置基準の大綱化との兼ね合いで大学の評価システムを導入し、それを大学の財政や運営にまで反映させようというのは、本末転倒であり大学の現状の抜本的改善につながるとは思われない。

一方、大学が社会と独立しては存在しえないし、その本来の使命をも全うできないのは自明である。大学が真理の探求と真理の伝達を使命とし、そのことが国民、社会の利益と合致しているということを実際の大学の姿により示し、国民的な理解を得ることが大事であると考えられる。これには大学が本当に自らの使命を果たしているのかどうか不断に自己を点検し浄化していくことが不可欠であり、そのためにはさらに大学が自己を適切に評価する理論と方法を研究し開発することが必要であるように思われる。また、大学および大学人は、自らの使命と責任を自覚するとともに、これまでの伝統的な学問の対象だけではなく、現代の私たちのまわりに生じているさまざまな自然、社会および精神における現象をひろく真理探求の対象として捉えていく必要があると考える。

(千葉大学・物理学)

大学の民主的評価システムの確立をめざして

栗野 宏

『日本の科学者』1990年8月号の「科学者の眼」欄で、木村忠彦氏が大学審議会の大学評価システム確立論を批判している。私は氏の議論のおおかたを支持しつつも、評価のありかたについて重大な納得できない点があるので、討論に参加したい。

木村氏は、大学審議会が「大学と大学院および大学運営の評価システムを確立する必要があると強調している」のに対して、「大学を外部から評価し、それを大学財政、運営にまで反映させようという方向は、大学の使命とは相入れないものと考えられる」としている。

私は、木村氏が述べているように、「大学が真理の探求と真理の伝達を使命とし」、そのために「大学は、その教育と研究を通じて、その時の権力に対してではなく、主権者たる国民に直接責任を負っている」こと、「大学の使命の全うにとって」「(人的および物質的条件の悪化という)現在の大学の実情の改善こそが急務」であることを認める。しかし、私は、国家権力に従属しないということと、氏が主張するような、外部からの評価を拒否することとを、混同するべきではないと考える。すなわち、主権者たる国民に責任を負うためにこそ、大学と教員の民主的な評価システムを探求すべきであると考えるのだ。

「大学の自治」「学問の自由」の名のもとに「仕事をしない研究者」が横行して大学の研究活力を低下させ、人事の停滞を招き、若手の成長をはばんでいる状況があることをよく聞く。こうした状況はかえって大学と学問の国家統制を企てる攻撃を挑発していることになりはしないだろうか。

また、「論文をまったく書かないが、すばらしい研究をつづけている研究者も少なくない」とい

った議論もある。(たとえば、浜林正夫『前衛』1989年10月号など)が、このような議論は社会的に通用するだろうか。私は業績主義の弊害についても承知しているつもりだが、成果を論文によって世に問うてこそ研究をしたといえるのではないか。

その点で木村氏も「大学が本当に自らの使命を果たし得ているのかどうか不断に自己を点検し浄化していくことが不可欠」と述べている。確かにそのとおりではあるが、外部からの評価を拒否する立場では、果たして氏のいう「国民的な理解を得ること」は可能だろうか。

大学における研究者評価は、学内での(同僚からの)評価と、学界での(同業者からの)評価が基本であろう。

しかし、現状ではその評価システムも必ずしも有効に機能しているとはいいがたい。まず、学内・学界評価システムを確立すること(これが氏のいう自己点検・自己浄化か)が急務だろう。

しかし、研究者評価はそれにとどまるべきではない。上述の基本的な評価を主権者たる国民の目前で行い、外部評価を可能にする必要があると考える。具体的な方法については私にもアイデアがない。それは今後の討論にまつべきだ。大学審議会のうたっている「評価システム」が大学の国家統制をねらうものであることは、私もけって軽視するわけではないが、民主的な評価システムの確立が求められよう。

従来タブー視すらされていた大学と研究者の評価という問題について、建設的な討論がはじまることを望みたい。

(山形大学・化学)

大学評価の議論の掲載について

『日本の科学者』編集委員会

大学審議会は、昨年8月、大学教育部会と大学院部会の審議の概要を公表し、今年3月、大学及び大学院改革に関する大学審議会の答申を行おうとしている。臨教審から大学審議会へのリレーによって、大学と大学院をどのような方向に改革しようとし、どのような機能を期待しているか、そして、それがいかなる改悪であるか、はすでに分析・批判されてきたが、なお今後事態の進展に応じて本格的に展開されていくことと思われる。日本科学者会議も当然その一翼を担う。

昨年の8月号の「科学者の目」に木村忠彦氏の「大学の評価について」を掲載したが、これに対する栗野宏氏の反論が寄せられたので、11月号に載せた。編集委員会は、大学審議会による大学評価問題の提起に関して、会員の中に意見の違いがあれば誌上に反映して一定の論議に委ねるのがよいと判断した。その後さらに、賛否両論二つの投稿が寄せられた。そこでこの論議の扱いについて、以下のような編集委員会の今後の方針を付した上で、石田博樹氏および山辺真人氏の投稿を掲載することとした。

大学審議会は、改革案全体を貫く基本的な考え方を、臨調行革・臨教審の答申の考え方に置いており、大学による自主的で民主的な改革を求めているのではなく、内容においても、方法においても、企業さらに財界の要求に応えることを大学に求める、という基本思想に立っている。この総論が、すべての各論に貫かれている。大学評価の問題も例外ではない。しかし、大学審議会が考えている大学評価とは別に、本質的にはむしろそれとは対抗的な評価のあり方、研究、教育の発展に寄与しうる、真に自主的で民主的な、しかも国民（一部の企業や財界ではなく）に開かれた評価方法を検討する余地と諸条件を模索することは、長期的には有意義であると思われる。大学評価をめぐる今号も含めた本誌上の議論は、そのような問題の所在を明らかにすることができた。ただし、このテーマに限定した議論は、今号をもってさしあたり打ちきりにしたい。間もなく出される答申全体へのさまざまな角度からの批判的検討が求められる時期にはいるからである。

大学の民主的評価

石田 博樹

『日本の科学者』1990年8月号に掲載された木村忠彦氏の意見「大学の評価について」に対し、同年11月号で栗野宏氏は木村氏の意見の根幹を批判し、同時に、大学と研究者の評価という問題について建設的な討論の開始を提案しておられる。私自身、木村氏の一文に接した時、看過できない重大な危険を感じ、一方、民主的な立場に立つ大学人の中ではこれが普通の意見なのであろうか、と疑問を抱いていたところであった。私は栗野氏の意見に全く賛成であり、また、大学の現状を改

善し、大学教育に活性をもたらし、かつ、大学の研究能力と研究者の活性化をはかるためには、大学外の評価機関による常時の評価システムを全大学に実施する以外に方法はないと確信するものであるが、一方、木村氏の意見に代表される外部評価排除論は、いわゆる民主的な立場に立つ大学人の中でも、かなりの割合で受け入れられているものと見られるために、その背景を探ることは重要であると考えられる。

大学における教育と研究の国際化、さらに、

1993年から始まる18歳人口の急減少の波を直接の契機として、今日、日本の大学・大学院制度の見直しが社会的に急がれ、大学審議会からもさまざまな提言が公表されている。そのなかでとくに注目を集めているのが大学、大学院の評価システムの確立である。大学審議会の部会報告（文部広報平成元年8月7日）は、さまざまな問題点を含んではいるが、まず、何よりも大学・大学院自身による不断の自己点検と自己評価システムの確立を要求し、かつ、学外からの評価システムと連携させ、さらに大学、大学院に対する社会の期待に応えるべく、これらの評価結果の公開を要求している。また、日本の大学、大学院の現状についての率直な反省をもとに、「非権力的他者評価」を大学へ導入することが必要、という提言もある（西原春夫『大学と学生』第266号、昭和63年3月）。さらに、また、「大学淘汰」の時代の到来を警告する提言もある（喜多村和之『大学淘汰の時代』中公新書）。

大学が社会と独立しては存在できず、その使命さえ全うできないこと、大学が国民、社会の利益と合致していることを実際の大学の姿により示して国民的な理解を得ることの重要性、そのためには大学自身に自己点検と自己浄化の能力が必要であること、これらは全く当然であり、木村氏も主張されている。しかし、一方、大学自身による自己評価システムと学外機関による評価システムとを連携させることが、なぜ直ちに国家権力の介入、大学の自治や学問の自由の侵害を想起させることになるのであろうか。木村氏の一文に接した

とき、ふと、1960年代末から70年代にかけての大学改革論議華やかなりし頃の文書を思い出したのは私だけであらうか。

木村氏の主張は、「論文は全く書かないが、素晴らしい研究を続けている研究者も少なくない」などという惨めな言い訳と同様に、とうてい、国民の理解を得られまい。外部評価排除論の致命的な欠陥は自己評価結果の客観性が保証できないことであり、さらに、究極的には自己保身のみが目的となり、大学に対する国民の信頼を全く失う危険性をはらんでいることである。大学院博士課程の開設申請が担当有資格教員数の不足により、却下や延期となる例も現実に多い。

今日、大学人としても「大学の自治」、「学問の自由」を錦の御旗として象牙の塔に安住してはいられなくなりつつあるといえよう。学外機関による大学評価システムとの連携が学問、研究の国家統制になることを厳しく防止する規定と国民的コンセンサスを構築しつつ、国民のまえに開かれた大学評価システムを確立することは、たとえばアメリカに見るように（問題点は残っているにしても）可能であり、それが大学に対する国民の期待と信頼を高める唯一の方策であらう。大学人のなかに、こうした開かれた評価システムに大学を組み入れる自信がない時に、国家権力の介入、大学の自治や学問の自由の侵害を詭い文句に外部評価排除論が台頭してくるように思える。

（長岡工業高等専門学校・燃焼学）

大学・大学院の統制的「評価」と格差付け「重点的整備」

山辺 真人

大学審議会の各部会の報告が出そろい、2月には本答申が出る予定である。これらの報告を見ると、「評価」など大学教育、大学院両部会に共通する部分は「大学」と「大学院」を替えただけのほとんど同じ文面で、この報告が各部会における

自由な討議の結果ではなく、別に用意されていたものであることが推測できる。内容は一般教育と専門科目の区別をなくすなどの大学・短大設置基準の「大綱化」、大学・大学院・短大の「自己」評価、学位制度の見直し、学位授与機関の創設、

1993年度以降の抑制策、大学院の重点的整備・独立大学院化など多岐にわたり重大な問題をはらんでいる。

大学「評価」については、すでに1990年8月号で木村忠彦氏が基本的な問題点を指摘されている。大学審議会では「自己評価」を強調しているが、これは大学の自主的な努力による評価を考えているのではない。報告には、設置基準に自己評価の努力規定を定め、評価の客観性を担保するための全国的システムを作ることが望ましいと述べている。さらに、評価項目として40から60項目におよぶリストを掲げている。このなかには、学外資金の導入状況、企業等との共同研究、予算の編成と執行の方針と状況、教育研究に関する意思決定の方法・体制、教員採用、昇進の手順・基準、教員人事の長期計画といったことも含まれている。これらの項目は「例示にすぎ」と報告ではいっているが、この「例示」にこそ審議会の狙いが現れているといえよう。さる1988年12月の審議会答申「大学院制度の弾力化について」のなかで、各大学院の自己評価、各分野における教育研究の相互評価の第三者的なシステムが確立されることが重要である旨明記されていたものが、国立大学協会などでの反対が強いにもかかわらず、今回も貫かれているのである。

大学審議会は大学の自由化をめざしており、大学の「評価」は活性化に役立つという意見があるが、このように明白な介入と統制をめざした「評価」のどこが「自由化」「活性化」なのであろうか。たとえ「統制的評価」でない場合でも、現在の大学の活性化のキー・ポイントは「評価」の問題ではないことは周知のことである。大学関係者はもちろんのこと、一般紙の社説にまでとりあげられ、当の大学審議会さえ認めている大学の絶対的貧困状況、この財政的解決なしには活性化はありえない。

文部省もこのことは当然わかっている。というより、文部省こそ意図的「大学貧困化」政策の張本人であり、とくにここ10年にわたる経常研究費の据え置き（実質減額）は、大学への「兵糧攻

め」と呼ばれている。大学予算の不足、設備の老朽化による大学関係者の危機感はますますつっており、それを狙って、また労働戦線のこの間の停滞について文部省が打ち出したのが少数の重点大学・大学院を選んで予算を増額し、その他大勢の大学は切り捨てていくという格差付け「重点的整備」である。すなわち、研究費の大幅アップをはかる東京大学の「学院構想」のように旧帝大系等で積極的に「評価」できる改革を行う大学には重点的に予算を付け、それ以外の大学には研究面の期待はせず、民間企業の研究者の再教育や開発補助に力を注げということである。このような状況下における大学・大学院の「評価」が、「国民的評価」ではなく、文部省の大学格差付けの資料として、また強圧的「指導」、介入、統制の材料としてしか使われないことは火をみるよりも明らかであろう。

（東京支部・制御工学）